

改正

平成19年5月1日告示第59号

平成21年7月1日告示第81号

平成29年9月13日告示第93号

令和4年3月15日告示第12号

東かがわ市建設工事等予定価格事後公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市契約規則（平成15年東かがわ市規則第35号。以下「契約規則」という。）第14条第5項の規定に基づき、入札及び契約手続の競争性及び透明性の向上を図ることを目的に、市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務及び物品の買入れ等に係る競争入札の予定価格の事後公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「予定価格」とは、契約規則第14条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定により予定された価格をいう。

2 この要綱において「事後公表」とは、予定価格を入札執行後に公表することをいう。

(公表の対象)

第3条 この要綱により事後公表の対象となる建設工事等は、建設工事、測量・建設コンサルタント業務及び予定価格が1,000万円以上の物品の買入れ等とする。ただし、競争入札において落札者が決定しなかったとき、若しくは継続性又は反復性を伴う事業で、事後にこれを公表することにより、市に不利益が生じるおそれがある場合は対象外とする。

(公表の方法)

第4条 事後公表の方法は、東かがわ市役所に閲覧所を設け、閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の規定に基づき行うもののほか、インターネット等電磁的な方法をもって公表できるものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、当該入札の執行後において落札者の決定をした日の翌日から、当該入札に係る契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで閲覧に供するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第6条 建設工事に係る入札に参加する者は、入札執行の際に、入札書に記載する金額の積算根拠を示す書面（以下「工事費内訳書」という。）を契約担当者に提出するものとする。

2 前項の規定により提出する工事費内訳書は、次のとおり作成するものとする。

(1) 一般競争入札に係る工事費内訳書には、入札参加資格を有する旨の通知を行った者に対して配布する設計書に記載された項目について金額を記載する。

(2) 指名競争入札に係る工事費内訳書には、指名競争入札執行通知書により指名の旨の通知を行った者に対して配布する設計書に記載された項目について金額を記載する。

3 第1項の規定により提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月1日告示第59号)

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月1日告示第81号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月13日告示第93号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行の日以降に開札するものから適用し、同日前に開札したものについては、なお、従前の例による。

附 則 (令和4年3月15日告示第12号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。